

発行: 社会保険労務士ごとう事務所

〒491-0079 愛知県一宮市九品町 3-26-3

TEL 0586-64-9086 FAX 0586-64-9087 email info@mail.sr-goto.com

発行日: 2013年3月15日

改正労働契約法の解説④

不合理な労働条件の禁止について

「労働契約法の一部を改正する法律」が平成24年8月10日に公布されました。この改正では、有期労働契約について、3つのルールが新たに設けられました。

今月は、今年4月1日より施行されることになる「不合理な労働条件の禁止」を解説します。

不合理な労働条件の禁止とは・・・

このルールは、有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するものです。

◆◆ 対象となる労働条件 ◆◆◆

一切の労働条件について、適用されます

※賃金や労働時間等の狭義の労働条件だけでなく、労働契約の内容となっている災害補償、服務規律、教育訓練、付随義務、福利厚生など、労働者に対する一切の待遇が含まれます。

◆◆ 判断の方法 ◆◆◆

有期労働契約を締結している労働者の労働条件と、同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働条件とを比較することになります（相違の理由が、「期間の定めがあること」であるか否かがポイント）

○ 労働条件の相違が不合理と認められるかどうかは、

- ① 職務の内容（業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度）
- ② 当該職務の内容及び配置の変更の範囲…今後の見込みも含まれる
- ③ その他の事情（合理的な労使の慣行などの諸事情が想定される）

を考慮して、個々の労働条件ごとに判断されます。

○ 特に、通勤手当、食堂の利用、安全管理などについて労働条件を相違させ

ることは、上記①～③を考慮して、特段の理由がない限り、合理的とは認められませんので、注意が必要です。

○ 一方、定年後に有期労働契約で継続雇用された労働者の労働条件が定年前の他の無期契約労働者の労働条件と相違することについては、定年の前後で職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲等が変更されることが一般的ですので、特段の事情がない限り、合理的だと解釈されます。

◆◆ 効果 ◆◆◆

この規定は、民事的効力のある規定です

○ この規定により不合理とされた労働条件の定めは無効となり、故意・過失による権利侵害、すなわち不法行為として損害賠償が認められる可能性もあります。

→有期と無期で不合理がないか？ 不安がある場合はお気軽にご相談ください。

☆改正労働契約法の解説は今月で最後です。

これまでの内容も含めて、詳細は、厚生労働省のホームページからもご覧になれます。



最新情報

平成 25 年度の雇用保険率は、24 年度の率を据置きに決定

雇用保険率は、労使折半で負担する失業等給付の料率に、事業主が負担する雇用保険二事業の料率を加えたものですが、その雇用保険料率が平成 25 年度は、平成 24 年度と同じ率のまま、変更されなかったことになりました。

●雇用保険料率●

事業の種類	平成 24 年度		平成 25 年度
一般の事業	1,000 分の 13.5	→ 据置き →	1,000 分の 13.5
農林水産業* 清酒製造の事業	1,000 分の 15.5		1,000 分の 15.5
建設の事業	1,000 分の 16.5		1,000 分の 16.5

* 農林水産業のうち、季節的に休業し又は事業の規模が縮小することのない一定の事業（園芸サービスの事業、酪農、養鶏等の事業など）には、一般の事業の雇用保険料率を適用。

●雇用保険料率の負担の内訳●

事業の種類	内 訳 雇用保険料率	失業等給付に係る率		二事業率
		被保険者負担分	事業主負担分	
一般の事業	1,000 分の 13.5	1,000 分の 5	1,000 分の 5 計 1,000 分の 8.5	1,000 分の 3.5
農林水産業* 清酒製造の事業	1,000 分の 15.5	1,000 分の 6	1,000 分の 6 計 1,000 分の 9.5	1,000 分の 3.5
建設の事業	1,000 分の 16.5	1,000 分の 6	1,000 分の 6 計 1,000 分の 10.5	1,000 分の 4.5

雇用保険二事業として、事業主に対する助成金等の支給が行われていますが、その財源は、基本的には、事業主の皆様方が負担している保険料なのです。要件にあう助成金がありましたら、積極的に活用しましょう。

なお、労働保険料として、雇用保険の分と併せて労災保険の分も納付することになっていますが、平成 25 年度における労災保険に関する保険料率（労災保険率）についても、前年度と変更はありません。

お仕事 カレンダー

3/10 ●一括有期事業開始届の提出 (建設業)

主な対象事業: 概算保険料 160 万円未満でかつ請負金額が 1 億 9000 万円未満の工事

● 2 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

3/15 ●3/15 は所得税・贈与税の申告・納税期限

● 所得税の確定申告書の提出
● 所得税の更正請求 (前年度分)
● 個人青色申告承認申請書の提出 (新規適用のもの)

3/15 ●確定申告税額の延納の届出書の提出

● 所得税確定損失申告書の提出
● 贈与税の申告 (前年度分)
● 個人の道府県民税・市町村民税の申告
● 個人事業税の申告

3/31 ●2 月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付

● 個人事業者の消費税の確定申告
● 1 月決算法人の確定申告・7 月決算法人の中間申告
● 4 月・7 月・10 月決算法人の消費税の中間申告

あとがき◆当事務所より 2 月の事務所通信でも書きましたが今月 3 月からのお給料(4 月払い分)が社会保険の保険料の計算の基礎になります。3 月・4 月・5 月の残業はできるだけ減らし、残業代および支給給与総額を減らしましょう。